

## 第 4 5 号議案

足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の旅費に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 4 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係  
（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパー  
トナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力  
し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権  
者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関  
係の相手方」という。）」を加え、「よつて」を「よって」に改め、同項第  
8 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、  
同条第 2 項中「あつては」を「あっては」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 号、第 3 項並びに第 5 項中「なつた」を  
「なった」に改め、同条第 6 項中「受けなかつた」を「受けなかった」  
に改める。

第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「よつて」を「よって」に改める。

第 5 条第 1 項中「従つて」を「従って」に改め、同条第 3 項中「認め  
られなかつた」を「認められなかった」に、「従つた」を「従った」に改  
める。

第 7 条ただし書中「又は方法によつて」を「又は方法によって」に、  
「その現によつた経路及び方法によつて」を「その現によつた経路及び  
方法によって」に改める。

第 2 4 条第 1 項第 3 号並びに第 2 6 条第 1 項第 2 号ただし書及び第 2

項中「あつた」を「あった」に改める。

第27条第1号中「なつた場合」を「なった場合」に改め、同号ア中「なつた」を「なった」に、「知つた」を「知った」に改め、同号イ中「知つた」を「知った」に改め、同条第2号中「なつた」を「なった」に改める。

第30条第3号及び第4号中「支払つた」を「支払った」に改める。

第36条の2第1項及び第2項中「知つた」を「知った」に改める。

別表第1備考中「もつて」を「もって」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(提案理由)

パートナーシップ関係にある者を配偶者と同等に扱うものとするほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。